

公立大学法人横浜市立大学の大学専門職に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における大学専門職（以下「大学専門職」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「大学専門職」とは、法人における学習・教育支援その他の学務、総務・人事その他の経営企画、病院経営・管理他の専門的事務に従事する、常勤又は非常勤の法人固有職員をいう。

(職務及び勤務)

第3条 大学専門職は、上司の命を受け、その専門的分野の職務を遂行する。

2 専門職員は、法人の運営に寄与するため、常にその有する専門的能力及び知識の研さんを努めなければならない。

(名称)

第4条 理事長は、大学専門職のうち、特に高度な専門的知識、実務経験等を備えていると認められる者については、第6条に定める大学専門職人事委員会の承認を得て、「横浜市立大学学務教授」又は「横浜市立大学学務准教授」と称することを認めることができる。

(採用)

第5条 大学専門職は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、別途要綱で定める大学専門職人事委員会の審査を経て、理事長が採用する。

- (1) 大学又は病院における専門的事務に従事した経験があること
- (2) 大学又は病院における専門的事務に従事することができると認められる専門的知識を有すること

2 前項の採用は、原則として公募により行う。ただし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。

(任期制、年俸制)

第6条 大学専門職に対しては、その職務の達成状況等に関する評価を行い、任期制、年俸制とする。

- 2 大学専門職に対する評価に関する事項は、公立大学法人横浜市立大学職員評価制度を準用する。
- 3 大学専門職の任期は3年とし、再任の期限は設けない。
- 4 任期の更新については、勤務実績評価の内容と法人としての配置の必要性により理事長が決定する。
- 5 その他任期制に関する事項は、公立大学法人横浜市立大学職員任期規程によるものとする。
- 6 大学専門職に対する年俸制に関する事項は、別途要綱で定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年9月1日から施行する。